

令和4年3月23日

関東東北産業保安監督部東北支部

滝沢鉱山に対する嚴重注意について

関東東北産業保安監督部東北支部は、滝沢鉱山で発生した災害について、鉱山保安法に基づく改善の必要性が認められたことから、本日、同鉱山の鉱業権者であるJFEミネラル株式会社(法人番号:3010401063179)に対し嚴重注意文書を交付し、保安確保に万全を期すよう指導しました。

1. 令和3年11月17日、鉱山保安法第41条第1項に該当する災害(墜落)が発生したため、当支部は、特別検査を実施し、災害原因の究明、再発防止対策等について指導してきました。
2. 本災害は、選鉱場ジョークラッシャー上部シュートのライナー取付作業において、作業責任者及び作業員が高所作業における保安確保措置の必要性を認識していながらそれを行わず作業を行ったことにより、墜落による罹災者を発生させたものです。併せて、災害発生後、直ちに当方へ報告すべきところ、操業を再開し、報告が遅延したものです。
3. 本件については、鉱山労働者の保安規程不遵守(鉱山保安法第21条)及び鉱業権者の報告遅延(鉱山保安法第41条第1項)の違反が指摘される等、鉱山保安法の遵守意識及び保安意識の欠如が認められます。
4. このため、鉱山の鉱業権者であるJFEミネラル株式会社に対して、本災害に至った背景を深く反省し、適切な保安措置の実施、鉱山保安法令、保安規程及び作業手順の遵守、並びに鉱山内における保安管理の確認を徹底することにより、今後再びかかることのないよう、本日、文書により嚴重注意しました。

(本資料のお問合せ先)

関東東北産業保安監督部東北支部

鉱山保安課長 的場 透

担当者 生田目 仁司

電話：022-263-1111(内線 5040～2)

022-221-4962(直通)